

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第24回）

議事録

日時：令和5年2月24日（金） 10：00～11：15

場所：オンライン開催

議題

- (1) 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②【審議】
- (2) その他

○鯉江室長　　本日は、お忙しい中御参集いただきまして、どうもありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから、第24回高圧ガス小委員会を開催させていただきます。
本日はよろしく願いいたします。

また、今回も前回同様に、オンラインを活用した遠隔会議の形態で実施させていただく
こととなりました。何か問題や御不明な点等が生じましたら随時お知らせいただければと
思います。どうぞよろしく願いいたします。

発言の方法について御説明いたします。本日の会議はTeamsによるオンライン会議ですの
で、会議の配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照
願います。モニターにも御説明に沿って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて
御参照ください。また、Teamsの使用方法について、ハウリング防止のため、御発言時以外
はマイクをミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

御発言される場合は、Teamsのチャット機能にて御発言の意思表示をお願いいたします。
お名前、指摘する資料ページなどを投稿してください。順番に指名させていただきますの
で、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。事務局に必要な事態が生じま
したら、Teamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御
遠慮なくお電話いただければと思います。詳細は、事務局からお送りした説明資料、「Tea
ms会議の御案内」を御参照ください。

それでは、これより議事に移ります。議事進行につきまして、小川委員長をお願いいた
します。

○小川委員長　　それでは、本日もウェブ会議ということになりましたが、効率的に進め
ていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

まず、事務局より、会議の定足数の報告、委員等の変更、議事の扱いの確認をお願いし
ます。

○鯉江室長　　本日は、全委員11名中、現在10名の御出席をいただいておりますので、議決権を持
つ過半数以上の委員の方に出席していただいておりますので、小委員会の定足数に達して
いることを御報告させていただきます。

議事の扱いですが、本日の会議につきましてはYouTubeにて同時中継しておりますが、議
事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上で、ホームページ上に公開する
こととさせていただきます。

事務局からの連絡は以上です。

○小川委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。最初は、高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計についてということで、資料1に基づき事務局から説明をお願いします。

○佐藤室長　　おはようございます。それでは、資料1に基づきまして御説明差し上げたいと思います。「高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②」です。

それでは、右下3ページ目を御覧いただければと思います。こちら、全体のスケジュールでございますけれども、右側でございます。前回に続きまして、今回2回目ということで、高圧ガス小委員会、全3回でこの詳細設計について議論させていただきたいということでございます。本日の小委員会での審議事項につきましては、左側、主な審議事項のうち青塗りの点を中心に御議論いただくということでございます。

また、次回、3回目に当たる3月24日でございますけれども、このときは、本小委員会で本日いただきましたコメント、また、この小委員会終わった後、コンビナーとかされているような自治体の方々とも意見交換させていただきます。そういった中での御意見などで多少修正すべき点などあれば、そういった点も踏まえまして、最終的には、高圧ガス小委員会3回目の審議に当たります3月24日、次回の小委員会で最終的な制度設計の取りまとめをさせていただきたいと考えているところでございます。

それでは、右下4ページ目に移っていただきまして、本日御議論していただく点でございますが、主に4点ございますので、一つ一つ、この後、資料に基づいて御紹介させていただきます。

右下5ページ目でございます。まず、今回4つある課題のうちの1つは、認定制度の要件の詳細設計でございます。こちら、前回12月15日の際には、4つの認定要件のうち3つについて既に御審議いただいておりますので、今回は残り、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応という点について御審議いただくということになります。

それでは、右下6ページ目、お願いいたします。サイバーセキュリティの要件設定につきましては、6ページ目と7ページ目でまとめさせていただいてございます。まず、この資料右上でございます。もともとこの新制度、詳細設計するに当たっての産構審分科会での報告書についてまとめさせていただいてございます。その際、サイバーセキュリティの要件につきましては、内閣サイバーセキュリティセンターが定めているサイバーセキュリティの重要インフラの指針に基づいて、各業界、石化協様、また石連様が定められているガイドラインに沿った内容とするとしていただいていたところでございます。

こういったところを出発点として、こういった要件設定にするかという論点をこの資料の左側に4点まとめさせていただいております。

まず1点目といたしましては、この石油、また石油化学に当たる化学分野の重要インフラ事業者には、サイバーセキュリティの確保に関して努力義務が課されているという点でございます。重要インフラ事業者というのは、これはサイバーセキュリティの世界の考え方でございます。※1に書かれているとおり、全部で14ほどの分野がございます。そのうち石油と化学分野、石油化学の分野につきましては、具体的に重要インフラに定められているということでございます。その際の扱いでございますけれども、サイバーセキュリティ基本法の第6条の中で、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるということで、努力義務とされているという点がまず1つ目の留意点ということでございます。

2点目といたしまして、このサイバーセキュリティの要件というところについては、現行の制度にはない新設の要件だという点でございます。また、特にこれは化学の関係の分野の事業者の方でございますけれども、先ほど1点目で申し上げました重要インフラのガイドラインに必ずしも適用されていないような事業者の方も一定数存在される。約3割の方がそういった事業者の方だと理解してございます。そういった点も考慮すべきではないかというのが2点目でございます。

3点目といたしましては、具体的な認定制度の要件設定に当たって、まずこういった点に着目するのかという点でございます。この改正高圧法において認定要件は、保安の確保のための組織に着目することとされているという点と、あと、サイバーセキュリティの安全指針の考え方は、PDCAというサイクルに沿った対策が書かれてございますので、こういった点を踏まえる必要があるのではないかという点。

最後、4点目の論点でございますけれども、高圧ガス保安法は、まさに事故などの災害予防という観点を目的としてございます。そういったところを考えますと、対象となるシステムは、石油連盟様の言葉で言えば生産管理システム、石化協さんのガイドラインで言えばプラント制御システム、こういったところが対象となるのではないかとことです。

石連様のシステムには、例えば生産出荷システムですとか、また受発注システムですとか、そういったものも対象とされておりますが、特にそういったプラントの制御関係のところを対象とすべきではないかということでございます。

したがって、検討の視点というのは今申し上げた点を書かせていただいているということと、検討の視点の2つ目のところでございますけれども、初回の認定審査時には一

定の配慮が必要ではないかということで、詳細は次項、まとめさせていただいております。

具体的な要件設計は、7 ページ目の下半分のとおりです。Planのところにつきましては、基本方針が明確に定められ、かつ文書化されているということ。また、Doのところにつきましては、特定者リスクについて、必要に応じて対策を講じているということ。また、Check/Actのところは自己評価をしているということと、自己評価を踏まえて見直しを行っているということをや要件とさせていただいてはどうかということでございます。

必要に応じて見直すということをや水色の枠のところの1 点目に書かせていただいておりますけれども、サイバーセキュリティのガイドラインの大本となる「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」、こちらが、今まさに見直しのタイミングが行われているということでございます。したがって、今後、業界別のサイバーセキュリティガイドラインの見直しも行われていくということでございます。様々なサイバーセキュリティリスクに応じてガイドライン自体も見直しをされていくということでございますので、そういった見直しも必要に応じて考慮して、適切にこの要件を見直ししていく必要性があれば見直しをしていくこととしてはどうかということでございます。

その上で、審査方法における配慮要素ということで、特に初回審査時における配慮要素について7 ページ目の一番下に※印で書かせていただいておりますけれども、6 ページ目の2 つ目の考慮要素として、論点で申し上げたように、新しい認定要件だということ。さらに言えば、ガイドラインに必ずしも対象とされていない現行の認定事業者の方もこういった新たな認定制度の中ではサイバーリスクに御対応いただくということからすると、ある程度の配慮が必要ではないかということでございます。

具体的な中身ですけれども、まず、初回の認定審査時には、Planのところに書かれています1 つ目でございます。このサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されているところをまず確認させていただいて、その他につきましては、今後の対応計画、対応予定時期を書面にて提出いただくということをもって、まずは初回認定時の審査としてかえさせていただいてはどうかと。

ただ、認定の期中に、中間立入検査ということで、しっかりその認定要件の適合性を確認させていただくことを現状させていただいております。そういった際に、その対応予定時期に沿ったサイバーセキュリティ対策が書かれているのか、そういったところもしっかりフォローさせていただいて全体的な底上げを図っていくということで、この要件に対応していただくということを考えているというところでございます。

以上がまず認定要件、最後のサイバーセキュリティに関する論点でございます。

続きまして、右下8ページ目をお願いいたします。今日議論させていただく論点全4つのうちの2つ目になります。認定制度の特例でございます。

右下9ページ目、お願いいたします。こちらは、昨年まとめられていたものをある程度まとめたものになりますけれども、この特例のところのコンセプトは、まさに新たな認定制度における事業者の方の保安力に応じて、届出、また検査、こういったものを柔軟に措置してはどうかということで、既に必要な法改正は行われております。今回、その法改正を踏まえて、具体的な制度設計をどうしていくのか、政省令以下をどう設計していくのか、そのコンセプトに該当するところをまとめさせていただいてございます。

右下10ページ目をお願いいたします。まず、一番細かな点にもなりますし、今般、ある程度紙面を割かせていただいておりますけれども、製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出、こちらに関する制度設計の論点になります。

スライド、右下11ページ目を見ていただきますと、こちら、まずビジュアルな形でお示ししてございますけれども、現行の認定制度は、軽微な変更、これが事後届出、またそれ以外については許可ということでございます。新たな認定制度では、軽微な変更は事後届出から記録保存、また軽微な変更以外については許可、重要な変更については許可とする一方で、その他の変更については事後届出とする。こういったところについて、既に令和3年12月の産構審保安分科会の報告書の中でお示しさせていただいていたところでございます。

1つ戻っていただきまして、右下10ページ目でございますが、その際どう設計するのかというところでございます。左上に論点と書かせていただいております。こちらは、分科会の報告書をほぼなぞるような形にはなっておりますけれども、許可として据え置く点について、まず論点の一つとして書かれております。こちらは、ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される、こういったところについては引き続き許可とさせていただきたいということでございます。

2つ目でございます。軽微変更について、こちら記録保存とするということについての変更はございません。ただ、事故時とか法令違反時、これはまさに行政の初動が必要な点、特に都道府県の方の初動が必要な点でございますけれども、こういった際には、やはり処理能力の変更に関する情報についてはあらかじめ情報としてないこの初動ができないということでございますので、この点は、記録保存ではなく、事後届出とさせていただ

きたいというところでございます。

論点の3点目としては、これはやはり自主保安の制度でございますので、誤解につながるような制度であってはいけないのではないかとということでございます。したがって、全体的な制度の分かりやすさというところもしっかり確保されるべきではないかというところで、以上、論点3つをまとめたところを検討の視点とさせていただいてございます。

改めまして、右下11ページ目をお願いいたします。今申し上げました点を踏まえて、この新たな認定制度における3つの設備変更の許可・届出の区分を書かせていただいております。その際やはりポイントとなりますのは、水色の枠の2つ目にも書かせていただいておりますけれども、その境界をはっきりさせていくということでございます。

したがって、やはり重要な変更と軽微な変更、こちらが具体的に何なのかというところ、これはまず省令においてしっかり限定列挙させていただくことによって境界線を明らかにしていくということ。また、省令だけで必ずしも全て書き切れないというところにつきましても、省令未満になりますけれども、詳細な解釈について通達など、可能な限り明らかにしていくということをまずまとめさせていただいているところでございます。

その上で、右下12ページ目になりますけれども、今般、この設備変更の許可・届出のみならず、完成検査との関係もあらかじめお示しして、その全体的な分かりやすさというところを確保しておく必要があるのではないかとということで、12ページ目を書かせていただいております。

表の左側が現行の認定制度、右側が新たな認定制度というところになります。変更工事と製造方法の変更・ガス種の変更というところで2つの区分で書かせていただいておりますけれども、一番のポイントは、変更の工事というところ、通常、特定変更工事については完成検査が必要とされている点でございます。こちらの区分につきましては、新たな認定制度においても変えずに、ある種、全体的な分かりやすさというところをしっかりと確保させていただきたいということを考えてございます。

ただ、完成検査が必要なものにつきましても、これは既に法改正終わってございますが、従来、完成検査は事後届出でございましたが、記録保存とさせていただくこととなります。したがって、例えば土日に完成検査を行った場合も、行政庁に完成検査の届出なくとも、記録保存の段階で速やかな運転を開始することができるということが制度上確保されているということでございます。

残りの特例について、13ページ目、14ページ目で御紹介いたします。まず、右下13ペー

2つ書かせていただいております。保安検査時期の柔軟化ということでございます。保安検査につきましては、既に法律上、「定期に」という言葉を削除しております。これは、認定事業者の方につきましては、CBMや常時監視など、まさにテクノロジーが本格的に導入されれば、法律上、「定期に」ということを書いておく必要性はないのではないか。むしろそういったテクノロジーの活用を省令などでしっかり明記することで、より柔軟な検査時期の設定というものを定めることとしてはどうかと。そういった御指摘をいただいております。したがって、今のようなことを方針の案として改めて書かせていただいております。

ただ、当面は定期に行うということで、まさにCBMや常時監視、こういった高度な情報通信技術の活用状況を踏まえて、保安確保上問題がないということであれば、経産大臣が認める時期に行うということをして省令上確保するというのが保安検査時期の柔軟化の論点でございます。

続きまして13ページ目右側、定期自主検査義務の廃止という部分でございます。こちらにつきましても、保安認定事業者の方であれば、保安検査が都道府県に代わり事業者の方が行われる。また定期自主検査についても事業者の方が行われるということであれば、むしろ検査としてはリダンダントではないかというようなことがあったということでございます。したがって、こちらの分科会の報告書の中でも、認定事業者の方には定期自主検査の規定を適用しないとされていたところでございますけれども、ただ、※3に書かれているように、定期自主検査でのみ検査を行っているという論点もあるということでございますので、ここをしっかりと考慮する必要があるのではないかという御指摘をいただいております。

この点につきましては、自主保安の中で様々な検査が行われているということを考慮いたしまして、認定審査において確認させていただくということで、何か追加的な要件を確保するというものではございませんけれども、このような形で確認させていただくことで、安全をしっかりと確保させていただくこととさせていただいてはどうかということでございます。

続きまして、残る2つ、右下14ページ目お願いいたします。まず左側、届出義務の廃止ということでございます。こちら、既に届出から記録保存という形になってございます。ただ、この点、方針（案）のところに書かせていただいておりますのは、その際のやり方として、やはり電磁的な方法、電磁保存というところをしっかりと確保していただきたいと

ということでございます。その際、これは特に事業者の方から御要望いただいておりますけれども、クラウドというものを活用したいというお話もいただいておりますので、関連規程である「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」、こういったところを見直しして、クラウドの安全性を御提示することによって、むしろ安全に活用していただくということをこの際お示しして、電磁的な保存による記録保存というものに御対応いただけるようなことを確保したいということでございます。

右下14ページ目でございます。保安人員の配置の柔軟化でございます。こちらにつきましても、恐らく保安検査の観点とほぼ同じような考え方でございますが、やはりテクノロジーの進展を踏まえると、必ずしも法律上、「製造のための施設の区分ごとに」という制約が必要なくなるのではないかと。むしろこういったところは省令以下で柔軟に対応できるようになる論点ではないかということで、既に所要の法律改正を行っております。

ではこういったときに柔軟な配置を認めるのかということの制度設計がこの14ページ目の論点でございますけれども、既に分科会の報告書にも書かれているとおり、まず、高度な情報通信技術が活用されているということ。常時監視ですとか遠隔監視、そういったことが一つの要件だということと、他方で、緊急事態、事故などが起きたときにしっかり対応できるような体制があるのか、こういった点も併せて確認すべき論点としてございます。こういったところを踏まえて、経産大臣が認める場合には、保安人員の柔軟な配置を許容するといったところを省令上確保していくことで、柔軟な配置というものを具体化させていくということでございます。

続きまして、駆け足でございますけれども、右下15ページ目、全4つのうち3つ目の論点、認定制度の審査体制の論点についてまとめてございます。

まず、右下16ページ目にあるとおり、前回12月15日の高圧ガス小委員会の際に論点①、②、③を御紹介させていただきました。本日は、この論点3つについて、17ページ目から19ページ目で御紹介させていただきます。

まず、17ページ目でございます。論点の1つ目ということで、調査依頼制度の詳細設計についてと書いてございます。まず、審査全体は国の責任で行うというところでございますので、こちらの中でどのように調査依頼制度を活用するのかというところをこの17ページ目にまとめさせていただいているところでございます。

まず、調査依頼を行う場合ということでございます。こちら、2つのケースを想定してございます。1つが初回の申請時。これは、※に書かれているように、新しい改正法での

初回の認定審査は全て初回申請という扱いになりますので、その初回の申請時及び認定更新時において、これは19ページ目に、この後御紹介する基準に該当するかないかという点で、しっかり安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合、むしろ慎重な審査を経て認定更新すべきだという場合、こういったときには調査依頼を行いたいと考えてございます。

2つ目の点に、調査依頼制度における調査の方針・対象とする範囲と書かせていただいております。何を調査依頼制度の中で確認するのかということでございますけれども、こちら、ポツの3つ目に、国の責任の下、審査基準に示されている項目の範囲内で行うことを原則とするということを書かせていただいております。

審査基準については、3月24日の次回の高圧小委で考え方を示させていただきたいと思いますが、認定要件、本日までに御紹介させていただいている要件に具体的にどう充足するのかというところを審査基準という形でお示しできればということを考えてございます。その中で具体的な確認審査は行うということでございます。

ただ、いろいろ質疑の中では聞きたいような点も出てくると思いますので、審査基準に示されないような視点も当然確認審査ということは行わせていただきますが、ただ、※印に書かせていただいているとおり、要件充足性の判断というものはあくまでこの審査基準というものをベースにさせていただきたいということでございます。

その上で、現地調査には国としても参加させていただくということと、あと、細かいですけれども、サイバーセキュリティの要件が今回追加されてございますので、そういった点も指定機関の中に組み込めるように必要な見直しを行いたいということでございます。

続きまして18ページ目、審査会審査の関係のプロセスの論点2つ目、審査会審査の詳細ということでございます。右側にフロー図を書かせていただいておりますけれども、新しい制度では、新規申請と更新の申請の中でフローが変わるところがございます。その際、いずれも慎重な審査、初回の審査は全てでございますし、認定更新時は、この後19ページ目で御紹介する基準との関係で、しっかり確認する必要があるということであれば、最後に審査会審査というものにかけさせていただくということでございます。

まず、審査の方法ということでございますけれども、ある程度の案件を事業者様の認定更新事案をまとめて、4半期に一度程度開催するような形で開催したいと思っております。具体的な審査会審査の中身ですけれども、これは書面審査、現地調査、国またKHKなど専門機関で審査した結果をこの審査会審査に御報告させていただいて、それぞれ専門

家の先生方の立場から御審議いただくということでございます。

事業者の方は不参加ということをご予定しているということと、議事要旨は公開させていただくことで、中身の透明性というものは確保させていただきます。その際、当然、企業の機密情報というものは除かせていただきたいと思いますということでございます。

審査会審査の委員構成につきましては、左下に書かせていただいているとおりでございますけれども、学識経験者の方、企業法務（コンプライアンス）、こういったところは弁護士の方かなと思っておりますけれども、コンプライアンスのところにも精通されているような先生、また企業のOBの方、またKHK、こういった方々で構成するとともに、あとオブザーバーとして、申請事業所を管轄される地方自治体、恐らく都道府県の方を中心に御参加いただくことになるのではないかと考えております。

続きまして右下19ページ目でございます。審査会審査を実施する場合の基準ということでございます。こちらは今回新たな認定制度から導入されることとなりますけれども、更新時においては、まず更新時の基準というところに着目して、その結果、2つのフローに分かれるということが新たな新制度におけるポイントとなります。

具体的な考え方、2つ目でございますけれども、5年間、これはB認定相当。A認定の方は7年という認定期間のうちに、この後御紹介する①から③の基準いずれかに該当することとなった場合は、現地調査、審査会審査を行わせていただくということでございます。具体的な基準を①、②、③ということでございます。

まず、①につきましては、高圧ガス保安法の事故の対応要領の関係でございますけれども、B 2級以上の事故が発生している事業所かどうかという点。2つ目といたしましては、これは労働安全衛生法、労働災害の関係でございますけれども、死亡又は休業4日以上の労働災害が発生している事業所ということでございます。

こちら、※2を書かせていただいておりますけれども、対象は従業員と協力会社の社員の方ということと、あと、認定事業所のプラント内で発生した労働災害を対象とするということでございます。したがって、同じ認定事業者の中でもプラントの外のものについては対象としない、あくまでプラントの中、プラント内に限っているということでございます。

②法令違反の有無というところにつきましては、高圧ガス保安法の法令違反が2回以上発生している事業者ということでございます。「ただし」ということで、以下については1回とさせていただきます。これは死亡事故が発生しているもの、また、法令違反

の行為件数ベースで100件を超えるようなもの、また国の行政処分が行われているもの、国の行政文書による注意等が行われているというもの、こういったものについては1回でということでございます。

あと3点目の要素としては、大幅な設備変更があるかということで、認定の対象に新たな高圧ガス製造施設を追加するような事業所につきましてはしっかり審査させていただいてはどうかということでございます。

以上がこの更新時の基準でございます。

それでは、最後、A認定事業者向けの特例措置ということで、21ページ目以降紹介させていただきます。まず、21ページ目のとおり、電力分野を参考に、特にA認定事業者、スーパー認定相当の方の特例措置として、新しい基準、規格、検査方法を認めていくような仕組みを導入するという点について、これは12月15日の審議会の際に方針について御了承されていたというところでございます。

したがいまして、本日は、具体的にどういう形でスキームを構成していくのかということ、こちらでも電力分野を参考にさせていただいてございますけれども、そのコンセプトを21ページ目から24ページ目でまとめさせていただいてございます。

まず、21ページ目が大きなポイントになりますけれども、大きく分けて2つのフローがございます。まず、下に図がございますけれども、民間規格評価機関を承認するプロセスというものがございます。こちらは、今回もそうですし、また次回も具体的な民間規格評価機関を定める内規案をお示しして、さらなる詳細な御審議をいただきたいと思っておりますが、まず、経済産業省のほうで省令、また内規というもので、この具体的な民間規格評価機関を承認するための要件などを作成していきたいと考えてございまして、その際、高圧ガス小委員会にお諮りさせていただくということでございます。

そちらにつきまして定まった後で、民間規格評価機関の候補となる団体様から承認の申出があるということでございます。そちらが出次第、この高圧ガス小委員会で、この民間規格評価機関の要件を充足することを確認、また承認していただき、公表するというところでございます。

その後、そうすると、この民間規格評価機関というところが既に定まるわけでございますけれども、下半分は、この民間規格評価機関がどのように妥当性を評価するのかというプロセスをビジュアルにまとめさせていただいてございます。

まず、民間規格作成団体が恐らく規格を作成されるということございまして、必要が

あれば妥当性を評価してほしいということが出てくると思いますので、そちらについて、民間規格評価機関、技術的な面と、あとプロセスの面で妥当性を評価される、その上でパブリックコメントに付していただくということで、そのうち妥当性があればホームページに公開、なければ妥当性がないと判断された旨を報告するということとなります。

その詳細設計、22ページ目から24ページ目に書かせていただいております。詳細はちよっと省略させていただきますけれども、ポイントを、まず22ページ目でございます。こちら、今申し上げましたように、国のほうで妥当性を高圧ガス小委員会にもかけながら報告するというところでございますが、水色の枠2つ目にあるように、必要があればこれはしっかり国のほうから改善指導などさせていただくということになりますし、また民間規格評価機関の方も、承認されればなしということではなく、自らも年1回以上の外部評価を受けるなど、しっかり必要に応じてプロセスを改善していただくようなことも考えているということでございます。

右下23ページ目でございます。23ページ目と24ページ、これは規格の妥当性を確認するプロセスの詳細な部分の骨子を書かせていただいております。23ページ目に書いてありますとおり、技術的な面と、あとは改定プロセス、この両面を技術評価委員会、民間規格評価委員会を設置していただき、十分かつ確実な評価体制を構築していただくというところでございます。

それでは、右下24ページ目でございます。最後のスライドになりますけれども、その評価する際のポイントとして、しっかり保安検査の方法としての妥当性について評価していただくということで、技術的な動向でしたり、また最新の知見、こういったところがちゃんと適切に踏まえているのかというところを評価結果にまとめていただくということ、また、しっかり審議した結果について公開していただくということなど考えているというところでございます。

以上、資料について御説明させていただきました。

○小川委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、高圧ガス保安協会の近藤委員、お願いします。

○近藤委員 御指名ありがとうございます。高圧ガス保安協会会長の近藤でございます。

それでは、今、御説明いただいた点について意見を申し上げたいと思います。本日御提

示いただいた論点は、昨年の法改正及びその審議を踏まえまして、しっかりと整理していただいております。基本的な方向性について賛成でございます。その上で、4点意見を申し上げます。

まず1点目でございます。認定要件のサイバーセキュリティ対策についてでございます。テクノロジーの進展・進化、とりわけIT関連、その中でもサイバーセキュリティが典型であります。技術の進歩は日進月歩でございます。攻撃側の手法が高度化すると守る側も新たな対策が必要となりますし、守る側が新たな対策を講じると攻撃側がさらに手法を高度化させるという、いわば逃げ水のように永遠にゴールのない戦いでもあります。

このように難しい対応が求められる中で、業界のガイドラインもまだ整備されていない事業者も新認定制度の対象として想定されております。例えば認定要件の案にございますリスクを特定し、その対策を講じるということにつきまして、それが十分であるかどうかの評価の方法、また、サイバーセキュリティの専門家が認定審査に実際にどう関わっていくのか等につきまして、国やサイバーセキュリティの専門家、あるいはサイバーセキュリティのプロの集団である組織など関係者の間でさらに議論して決めていかなければならないと思っております。

私もKHK自身も、新認定制度で調査を担う立場から、サイバーセキュリティについては研修や関連の資格取得を職員に促すなど、今まで以上に対応を強化してまいりたいと思っております。

2点目でございます。認定制度の審査体制につきまして、KHKは認定の要件全体に対してワンストップサービスで調査依頼を受ける用意がございます。先ほど述べたサイバーセキュリティも含め、事業者負担の軽減や審査の合理化のため、専門家、あるいはプロの集団である組織などしっかりと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

3点目でございます。更新時に現地調査等を行う基準につきましては、昨年の高圧ガス保安法の国会審議の場でも議論が行われました。附帯決議では、認定審査を厳正に行うということを決議されております。認定の更新の際には、現地調査、審査会審査を行うことが基本であり、書面審査のみで更新を認めるケースは限定的とすべきと考えております。したがって、事務局の現在の案に示されているように、労働災害を含めた厳格な基準が必要であると考えております。

4点目でございます。規制の特例措置のうち製造設備の位置・設備等の変更の許可、届出、記録保存の区分につきまして申し上げます。現行法におきましても、例えば配管一つ

をとってみても、配管の分岐工事や配管へのバルブの追加が許可・届出のどちらに該当するのか分かりにくく複雑だといった指摘もございます。自治体による運用のばらつきを減らして、事業者の予見可能性を高め、現場で混乱が生じることのないよう、通達等で分かりやすく明確に規定していくことが必要だと考えております。その際には、許認可を担う自治体の意見もよく聞いていただく必要があると思います。また、説明会を通じまして丁寧に事業者の方々に周知していくことも重要でございまして、KHKとしても積極的に協力していく所存でございます。

以上4点でございますが、最後になりますけれども、KHKは、改正高圧ガス保安法が円滑に施行されるよう、引き続き、国をはじめ地方公共団体の方々、産業界の方々など関係者の方々と連携を密にしてしっかりと対応していくことをお約束したいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○小川委員長　ありがとうございました。賛成の御意見ではありましたが、事務局からコメントありましたらお願いしたいと思います。

○佐藤室長　近藤委員、ありがとうございます。おっしゃっていただいた点はもうそのとおりだと思いますし、引き続き、詳細な制度設計も慎重に、丁寧に進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○小川委員長　ありがとうございました。それでは、吉川委員、お願いします。

○吉川委員　吉川です。

冒頭の近藤会長のサイバーセキュリティに関する御意見にも関連するのですが、サイバーセキュリティの問題というのは、この高圧ガス分野に限らず、エネルギープラントも含めて、大規模な都市施設プラントについては非常に重要な課題だと思います。それで、重要な課題ではあるのですが、現状では、いろいろなガイドラインに示されていないながらも具体的にどこまで落とし込むか、その審査という観点です。外部からの審査という観点でどこまで落とし込むかというところはなかなか難しいところだと思います。

それを理解した上ではあるのですが、やはり国全体のセキュリティに関わる問題ですので、ほかの分野というとあれですけれども、エネルギー全般にわたって、あるいはもう少し幅広に製造業全体にわたってというところで、どこまでを国の責任として見て、あるいはどこまでを事業者の責任として提出させてというところですね。日本全体としてやはりコンセンサス得られるようなものをつくる、あるいはつくるようなことを、これは

どこまで意図するかというところは難しいところなのですが、やはり経済産業省殿におかれても、せつかくこのような形できちんとしたものを御提案されているので、議論をリードする、あるいはこういう議論を始めるというところでイニシアティブをとるところまでやっていただければなあと思います。

以上です。

○小川委員長　ありがとうございました。事務局から何かありますでしょうか。

○佐藤室長　吉川委員、ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたとおりでと思います。サイバーセキュリティ、どこが全体の音頭をとるのかということも含めて、高圧ガス保安法の中で、どこを見ていくのかと、そういったところも今後しっかり考えていかなければいけないとご思います。他方で、まさに内閣のサイバーセキュリティセンター、こちらが中心となって、今、全体、特に大事な重要インフラ事業者のサイバーセキュリティの関連の議論もされておりますので、まさに今回いただいたような御指摘も含めて、我々も政府全体、サイバーセキュリティという言葉全体と高圧ガス保安法というところは重なる部分は当然あるかと思っておりますけれども、必ずしも全ての関係で一致するわけではございません。ただ、やはり司司でしっかり見ておくべきところがあるということだと思っておりますので、この高圧法の世界でも、このサイバーのところ、底上げできる点はしっかり底上げしていくということに尽きるとご思いますけれども、やはりしっかり関係される方とよく議論を今後していくということかと思っております。御指摘どうもありがとうございます。

○小川委員長　ありがとうございました。サイバーセキュリティは終わりのない闘いにはなるとは思いますが、しっかりとお願いしたいと思います。

それでは、内山委員、お願いします。

○内山委員　神奈川県の内山です。お時間をいただきまして、発言の場をいただきましてありがとうございます。

今回の本日の内容につきましては、地方自治体が非常に関与している部分でございますので、早いうちにちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

まず、来月からKHK様のほうから自治体への説明があると聞いておまして、その場でも恐らく議論になる部分かとは思いますが、今回の資料につきまして、まず、11ページ目と12ページに関するところですが、事後届出のところで具体的な数字が示されましたので、今回非常に分かりやすい内容ではあるのですが、言葉としてですけれど

も、特に12ページのところで、設計条件を超えるとか、設計条件内でのとか、こういう名称があるのですけれども、現場的には、設計条件というものはメーカー側が設定してくるものなので、その部分が国のところの決まりとしてどの程度まで明確にされるか、ガイドラインなりそういったものが示されることを希望いたします。

次に、スライドの13ページ目ですけれども、ここで定期自主検査義務の廃止ということがありまして、保安検査の実施を前提ということで適用しないこととなるという御説明だったのですけれども、現場といたしましては、現実的には、この高圧ガスの保安検査は定期自主検査記録をもとに保安検査をやっている実態がございますので、その自主検査の規定がなくなるというふうになりますとちょっと現場が混乱する可能性がありますので、その点についてもガイドライン等示していただきたいと考えております。

また、スライド14ページですけれども、保安人員の配置の柔軟化、これも言葉の問題ですが、この「柔軟」という言葉をどのように捉えるかということだと思います。やはり保安人員に関しましては安全を確保するために必要なことですので、「柔軟」という言葉に若干違和感がございます、当然、認定の中でこの会社は新しい認定において十分な配置がされているということだとは思いますが、柔軟」と申しますと何か緩めたような感触を受けますので、認定の中でしっかりとその配備がされているということを確認されることを希望いたします。

最後に19ページ目です。新しい認定制度の中で、これから具体的にそれが審査される中で、更新につきましては非常にきちとした形でやっていただけるものと私どもは受け止めております。その中で、②の法令違反の有無についてなのですけれども、具体例といたしまして、※3で小さく、「原則として、事業者からの報告数をカウントする」となっているのですが、これは県自治体がいわゆる行政文書、行政指導したものが含まれるのかどうかについては、ちょっと質問なのですけれども、確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○小川委員長　　ありがとうございました。いずれも明確化してくださいというような内容だったかと思いますが、それらの点について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤室長　　内山委員、いつも大変お世話になっております。ありがとうございます。

来週からですけれども、KHKと私どもも含めて、各自治体様訪問させていただいて、個別の資料、特に1回目と2回目の資料を活用させていただいて意見交換させていただき

たいと思っていますので、今おっしゃった点を含めてぜひ忌憚のない御意見をいただき、よりよい制度にぜひしたいと思ってございますので、引き続きよろしく願いいたします。

その上で、今、スライド19ページ目で映らせていただいている、事業者からの報告数をカウントするということでございますけれども、基本的に都道府県様で行われた行政指導につきましてどのように扱うかということだと理解してございます。今の認定制度の考え方としては、まさに高圧ガス保安法の運用は自治事務ということで、自治事務の中で認定事業者が行った法令違反に対し、都道府県が出された行政指導などを国のほうにも共有いただいておりますが、経済産業省としては、それが認定要件との関係でどのような違反があるのかということをご審査させていただきます。当然、必要に応じて、国としても認定要件に照らして、国としての行政指導等が必要かどうかということをご厳格に御判断させていただきます。あくまでも法令違反の有無の確認ということ、国として、まさに自治体の皆様が出されたものも、当然その裏に何らかの法令違反があったかということになるかと思っておりますので、そこは是非いただいた情報を踏まえて、我々としてしっかりこの認定要件に照らした適切な行政指導、もしくは行政処分ということにつながっていくことになると思っております。基本的には、今までどおり、共有いただいた情報を踏まえて、国のほうで適切に判断させていただくことが、結果としてこの法令違反の有無という基準の判断に結びつくと思っております。

○小川委員長　　ありがとうございました。内山委員、そういうお答えでよろしいでしょうか。

○内山委員　　ありがとうございます。

○小川委員長　　では、そういう形で進めていただきまして、次、三宅委員、お願いします。

○三宅委員　　三宅です。

まず、全体として、事務局の今日の御説明に関して、特に違和感ですとか異論はございませんので、この方向性で進めていただければと思います。

その上で、私のほうから1点は、やはり審査体制のこと、論点として3点目ですかね、その部分について少しお願いというかコメントがございます。当然、技術の進展ですとか、あるいは社会の要請に伴って、制度の変更、あるいは見直しというのは必然だと思うわけですが、その際に、申請する側の技術の向上とともに、審査を担当する有識者ですとか専門家の方々においてもぜひその知識や経験を積み上げていくということ、あるいは

スキルアップ、これが求められると思いますので、その点、こういった新しい制度を今後持続的に進めていくために、新しい人材を育成していくと。審査をする側にですね。そこら辺についても重要なポイントかと思います。したがって、この辺りも、人材育成、審査の持続性を踏まえて今後御検討の材料としていただければと思います。

私から以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。審査人材というのは大変重要な問題だと私も思っています。事務局から何かコメントはありますか。

○佐藤室長 三宅委員、ありがとうございます。小川委員長からもお話ございましたが、我々としても、役所の側ですね、審査する、これは調査依頼制度の先も含めてと、そういった、事務局的な機能もそうですし、あと、今おっしゃっていただいたような審査会審査に携わっていただく有識者の先生方、こういった方々にもより裾野広くしっかり携わっていただけるような取組としていきたいと思っております。今いただいたアドバイスを踏まえてしっかり考えていきたいと思っております。

○小川委員長 ありがとうございます。それでは続きまして、辻委員、お願いします。

○辻委員 辻です。

23枚目のスライドをちょっと出していただければと思います。

ここは、検査に使える規格基準を複線化しましょうということで、民間規格を使えるようにということで、このような体制をつくる、これは進めていただきたいと思っております。

それで、青のところの2行目です。ここは民間規格に求められるプロセスの公平性、客観性、透明性、これを民間規格評価委員会で評価しましょうということですが、この民間規格に求められる公平性、客観性、透明性、これはほかの分野では公平性、公正性、公開性と呼ばれている場合もありまして、公平性は共通で、公開性は、ここでは透明性に相当するのかなと思います。それで、公正性が、ここでは客観性に相当するのかもしれないのですが、少し意味合いも違うように思いますので、これは次回の取りまとめまでに確認していただきたいと思っております。

以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。非常に重要な点の御指摘をいただいたと思いますが、事務局としていかがでしょうか。

○佐藤室長 ありがとうございます。確認させていただきたいということに尽きてしまうのですが、もともと電力分野の考え方も参考にさせていただきつつも、具体的に

は次回3月24日の際には、今日いただいた御指摘を踏まえた内規案をお示ししていきたいと思っておりますので、よりさらに一歩進んだ検討の際に、今、辻委員からおっしゃっていただいた点を含めて考えさせていただきたい、確認させていただきたいと思っております。

○小川委員長　ありがとうございます。そのほかにはお手は挙がっていないのですが、いかがでしょうか。

もしオブザーバーの皆様からありましたら。

それでは、まず日化協のほうから、高橋様、お願いします。

○日本化学工業協会　日化協の高橋と申します。御指名ありがとうございます。

本日は、丁寧な御説明並びに先日は弊協会の会員企業との事前の意見交換も開催していただき、ありがとうございました。今回の御説明について、2点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、認定要件の4、サイバーセキュリティ関連リスクへの対応についてです。説明の中でもありましたように、現在、業界団体から出されているガイドラインがないという、認定並びに認定を予定している企業があるということについて御配慮いただき、ありがとうございました。日化協としては、このように道しるべとなるガイドラインがなくて、迷子になってしまうようなことのないように、関係する企業と協力しながら取り進めていく所存です。それに関連してお願いが1点あります。

昨年11月に、「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」というものが経済産業省から出されています。この中にはチェックリスト等も入っておりますので、今後認定要件の具体的設計においては、こういったガイドラインやチェックリストもぜひ有効に活用していただければと思っております。

2点目は、更新時に現地調査、審査会審査を実施する場合の基準についてです。基準案の一つに、事故や労災の有無があります。労働災害については、死亡や重篤な、例えば永久障害が起こるような重大な災害があった場合についてはやはり安全管理に非常に大きな問題があるわけですから、当然考慮されてしかるべきだと思いますが、休業4日以上というふうになった場合、当然あってはいけないこととはいえ、現実問題としては、休業4日以上というのは、例えば労働者が高齢化していることもあって、腰痛ですとか、つまずき、転倒などの災害であっても休業4日以上になってしまう場合が現実問題としてはあります。このような労災についてもここで考慮してしまうと、高圧ガス設備の保安維持確保という

本来の目的から少し離れた判断基準になってしまう可能性もあるのではないのでしょうか。死亡事故や永久障害が残るような重篤な災害については当然考慮されるべきだと思いますが、この休業4日以上という基準についてはぜひ再度御検討いただければと思います。

以上、コメントとして述べさせていただきました。ありがとうございました。

○小川委員長　　ありがとうございました。事務局から少し、現時点での回答をいただけますか。

○佐藤室長　　高橋様、ありがとうございました。今いただいた2点ですが、まず、最後のところは、審査基準など今後つくっていく中で、今おっしゃっていただいた点をどう取り込んでいけるのかどうかという点を明らかにしていきたいと考えてございますので、引き続きまた意見交換させていただければと思います。

2点目のところですね。更新時における基準のところのお話でございますけれども、今いただいたような点を踏まえて、今回案としてお示ししておりますので、様々今いただいた論点もございます。これは全体通して、御意見としてある点も含めて、ちょっと見直しが必要なかどうか、再度確認させていただきたいと思っております。

○小川委員長　　そういう形でよろしくお願いします。続きまして、石化協の藤本様、よろしくお願いします。

○石油化学工業協会　　どうも発言の機会をいただきましてありがとうございます。石化協事務局より、1点発言させていただきます。

まずは、佐藤室長様におかれましては、今週21日の火曜日に、本日の御説明内容につきまして、先ほど日化協さんからもお話ありましたが、石化協の会員企業へも事前の説明会を開催していただきまして、大変御丁寧な御説明をいただきましてありがとうございました。その説明会を受けまして、弊協会の会員企業群から幾つかの要望の提案ですとか質問事項がございまして、それらを石化協事務局にて取りまとめまして、一昨日、佐藤室長様宛てに文書として提出させていただきましたので、今後御検討のほどよろしく願いしたいと思っております。

その中で1点でございますけれども、特に複数の企業から要望が多かった要望案件ということで、まさにただいまの日化協さんのコメントの2番目に類似するのでございますけれども、本日の御説明、19ページの論点③の更新時の現地調査、審査会審査を実施する場合の基準案の中のまさに①の事故や労働災害の有無、この中の休業4日以上の方災発生、これが事業所内の高圧ガス製造施設以外も含む全てのプラント内で1件でも発生すると対

象になるということにつきましては、やはり範囲が、今回の更新時の審査という視点というか、論点からすると広過ぎるかなということで、ぜひ再検討をお願いしたいという企業の意見が多数ございました。

代替案といたしましては、先ほど日化協さんのお話もありましたが、例えば石化協のほうでは、重大労働災害発生としていただいて、定義は、死亡者発生又は重傷者発生、さらに後半の重傷者発生の定義、これも必要になってくると思うのですが、例えば内規では、4年の4月改正ですかね、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定の中に、認定申請者の欠格事由ですか、その辺の中にそれに関連する事故があると思いますので、そんなものを例として御検討していただきたいなという意見がございました。

誤解なきように補足いたしますけれども、もちろん会員企業群としましては、労働災害低減というのは保安事項をなくすということと同等に重要事項と認識しておりますので、あくまで今回の認定更新時の現地調査等の実施基準という視点での妥当性ということで、ぜひ再検討をお願いしたいという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございました。

○小川委員長　ありがとうございました。更新基準に関して重ねて御意見をいただいたということですが、事務局、何かありますか。

○佐藤室長　ありがとうございます。先ほどの日化協さんへの回答と同じでございますけれども、1点、厳格に審査しなければいけないかどうかの更新時の基準なので、しっかり見なければいけないというところの判断をどうするかというところなので、いただいた御意見はしっかり踏まえた上で、検討すべき点は検討するのですが、そもそも認定されないわけではないと。しっかり審査の上で更新ということは確保されるというところと、安全確保の観点で、厳格に確認していくということとの関係で、ここの基準が余りにも緩いのではないかとと言われてしまうと、そこはまた制度としての安全確保の視点もずれてきてしまう部分があるので、そことのバランスをどう確保させていただくのかということに最後尽きてしまうのかなと思ってございます。他方で、いただいた御意見は御意見だと思いますし、また3月24日も引き続きこの詳細設計の3回目の議論の場でございますので、いただいた点を踏まえてしっかり考えていきたいと思っております。

○小川委員長　ありがとうございました。少し予定の時間をオーバーしておりますが、少し延長しておつき合いいただければと思ひます。続きまして、石連の吉村様、お願ひし

ます。

○石油連盟 石油連盟の吉村です。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。本日の御説明、ありがとうございます。

本日の説明について4点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。1つ目は、既に石化協さん、日化協さんからもありましたけれども、19ページの事故や労働災害の有無の死亡又は休業4日以上労働災害の記載ということで、プラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）という記載についての意見になります。この記載では定義が広過ぎるということにして、プラント内の高圧製造設備以外の労災も考慮されると事業者にとっては非常に厳しい設定になると考えております。弊連盟の会員会社でも、やはり事業所、協力会社の労災防止に努めておりまして、結果として、過去10年間で強度率を半分以下にするなど労働環境改善の成果を出していると考えております。高圧ガス製造設備以外での転落や骨折などの休業4日以上災害というのは、連盟内の企業内からの実績を言いますと年間20～30件ほど起きているというのが一方で現実でございます。

メルクマールとして労災の届出基準である休業4日以上案として説明を受けましたけれども、例えば重篤性、あるいは重大事故の防止の観点から、災害等級、傷害等級、それから強度率などを基準とするというのは一つの案ですけれども、実態に即した基準の導入についても御検討いただければと思っております。

2つ目、3つ目、11ページの関係でございますけれども、新たな認定制度における特例の全体についてということでございます。既にお役所のほうから説明がありましたけれども、こういった重要な変更、その他の変更、軽微な変更の境界ですね。これについては、省令、通達などで具体的に示すということになるかと思っておりますけれども、将来的に自治体等での運用に差が出るおそれがあると思っております。自治体での運用を分かりやすくする、そして将来にわたってそういったリスクがなるべく下がるように、透明性と予見可能性というのを確保していただきたいと思っております。

それから3つ目ですけれども、同じく11ページのその他の変更に係る事後届出について。届出という手続の性格はあるのですけれども、場合によっては、受理の段階で事実上の審査となるようなことがこれまであったと聞いておりまして、制度の円滑な運用ができないという可能性を危惧しております。このようなことが起こらないように、事後届出の運用について各自治体に向けて十分な御説明をいただいて、制度を適正に運用していただきたい

と思います。

最後、4点目ですけれども、今回の法改正で、旧制度と新制度の認定制度が共存する期間がかなり長い期間あると認識しております。法の運用の混乱がないように、政省令、特に通達類の再整理、新しくいろいろ通達も発出されると思いますけれども、こういったものも整理していただいて運用していただければいろんな混乱が避けられるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○小川委員長　ありがとうございます。幾つかいただきましたが、更新に関してまた御意見をいただいたのですけれども、これは書面審査で済まさないための基準がここへ書かれているということは先ほど佐藤室長からお話あったと思いますけれども、もうしゃくし定規にそれで決まるということではないだろうと思います。そのほかの件について事務局のほうからコメントいただけますか。

○佐藤室長　吉村様、ありがとうございます。ちょっと時間も押してしまっているのですが個々にはということではないですけれども、やはりいただいた点はいずれも大事な論点だと思いますし、先ほど内山委員からお話ございましたが、自治体様の視点からしても大事な運用のところ現場が困らないようにというお話というのは多分共通するような論点だと思ってございますので、今日いただいた点を踏まえてさらなる詳細制度設計、実際、文書として分かりやすくなっているのかという点、今日はパワーポイントでは概念的な話にとどまってしまうので、いただいた御指摘を踏まえてしっかり詳細設計を進めていくということに尽きるのではないかと考えてございますし、その理念をしっかり入れさせていただきたいということだと思っています。引き続きよろしく願いいたします。

○小川委員長　ありがとうございます。それでは、ガス協会、三浦様、お願いします。

○日本ガス協会　日本ガス協会の三浦です。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

新たな認定制度につきまして、高圧ガス分野の多様な事業形態や実態を踏まえた制度設計の方向性が丁寧に整理されているものと理解いたしました。都市ガス分野でも官民が連携し、性能規定の考え方のもと、自主保安を進めてきた経緯もあり、同様に、事業の特性に応じた制度設計が重要と感じました。

簡単ではありますが、以上でございます。ありがとうございます。

○小川委員長　ありがとうございます。お答えはよろしいですかね。

それでは、次は吉村さん、もう一回入っていましたが、これはよろしいですね。

○石油連盟 はい、結構です。

○小川委員長 冷凍空調学会、香川様、お願いします。

○日本冷凍空調学会 冷凍空調学会の香川です。発言の場をいただきまして、ありがとうございます。

冷凍空調分野は、御存じだと思いますけれども、まだ現在はインフラの中には入っていませんので、今回発言させていただくのはちょっと控えたほうがいいのですが、御存じのように、ライフラインの一つとして、最近大切な分野として認められていますので、将来的にはインフラの中に入ってくるのではないかと関係者は思っております。

化学や技術の進歩に伴って、または、昨今注目されています温暖化問題とかカーボンニュートラル対策に関して、この冷凍空調分野も、遠隔の検査とか、さらには新しい冷凍空調機器などの開発、実用化などもありますし、またはグローバルな問題点、対策として、事業者に対して管理義務等が厳しくなって、そういう意味で、将来的に今回の改正も、冷凍空調分野にも適用されていくのではないかと考えております。

質問事項なのでありますが、11ページにあります、今回、各協会が明らかにしていくということでありまして非常にいいかなと思うのですが、例えばここにその他の変更、事後届出の中にあります工事の例として、処理能力の変更が一定（20%）範囲内というのがありますが、こういう数値、具体的に20%というのがありますが、これがどのように定まっているのか、また今後そういう技術や科学の進歩によって、またはグローバルな問題に対する対策で、この辺りが本当に妥当な数字かどうか、また精査しなくてはいけなくなる時があるかなと思うのですが、そのときの対応ってこの場合どうなるのかというのが、この高圧ガス保安法改正上どのように対応していくのか、もしよろしければ教えていただけませんか。お願いいたします。

○小川委員長 ありがとうございます。それでは、事務局から今の点、御回答いただけますか。

○佐藤室長 ありがとうございます。この20%というのは特定変更工事のところに該当するかしらないかというところの一つの判断のメルクマールになっているということで、既存の考え方から取ってきたという理解ではあるのですが、他方で、いずれにしても、今日例としてお示ししていることにとどまってしまうし、また具体的な運用のところは、詳細なところはこれからお示ししていかないと多分お答えには必ずしもならない部分

は出てきてしまうと思いますので、その点は、今日はちょっと時間限られていますので大
枠として御紹介していることにとどまっておりますけれども、今いただいたような質問
にもちゃんと答えられるようにさせていただきたいと考えてございます。

すみません。必ずしも全てお答えはできていないのですが、以上でございます。

○日本冷凍空調学会　ありがとうございます。よろしくお願いします。

○小川委員長　ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。

本件は審議事項ということになっておりまして、委員の皆様から、あるいはオブザーバ
ーの皆様から、基準の明確化とか、そういった御意見をいただいておりますが、基本的
には御賛同いただいたということで、事務局から説明があった内容で進めさせていただき
たいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、御承認をいただいたということで、先に進めてい
ただくようお願いしたいと思っております。

それでは、以上でこの件終わりにしたいと思います。その他は事務局から何かありませ
うでしょうか。

○鯉江室長　それでは、事務連絡のほうをさせていただきます。

本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しています。
事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。次回開催は、
3月24日午前中を予定しております。開催時間や議題については改めて調整させていた
だきます。

以上でございます。

○小川委員長　ありがとうございました。1か月後にまた会議があるということですが、
本日は以上ということで、お忙しい中皆さんに活発な御議論をいただきまして、本当にあ
りがありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○鯉江室長　本日は御参加いただき、誠にありがとうございました。Teamsの退出ボタン
を押して御退出をお願いいたします。

—了—